

										共済組合受付印								
任意継続組合員資格喪失申出書 兼 任意継続掛金還付請求書																		
共済組合発行の資格確認書等(資格確認書(有効期限内)、任意継続組合員証、任意継続被扶養者証、限度額適用認定証等)は資格喪失日後、速やかに返却してください。																		
資格喪失に係る事項	組合員等記号番号		公立三重															
	組合員氏名																	
	退職年月日		令和		年		月		日									
	資格喪失の理由		国民健康保険に加入 又は 家族の扶養に入る (当申出書が共済組合に到着した月の翌月初日が資格喪失日です)															
			再就職により医療保険制度に加入する (新たに取得した資格確認書(有効期限内)又は資格情報のお知らせ (資格取得日が記載されたもの)の写しを添付してください)															
組合員であった者が死亡した (枠外下部(注3)に記載された書類を添付してください)																		
資格喪失日		令和		年		月		日										
掛金還付に係る事項	掛金還付請求者				組合員本人													
					その他(請求者氏名/続柄: /)													
	還付の対象となる前納期間		令和		年		月		日		～ 令和		年		月		日 (か月分)	
	還付請求額		短期任意継続掛金						円		合計				円			
介護任意継続掛金						円												
上記のとおり、地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなることを希望するので申し出ます。 また、未経過期間の任意継続掛金について、地方公務員等共済組合法施行令第49条の6の規定により還付請求します。 公立学校共済組合三重支部長 様 令和 年 月 日 〒 - 住所 申出者 氏名 TEL - -																		

(注1) 被扶養者のみ異動があった場合は当様式でなく「被扶養者取消申告書」で申請してください。

(注2) 退職前に申し込んだ方が、退職前にその申し込みを取り下げる場合、添付書類は不要です。

(注3) 死亡した場合は「死亡日が分かるもの(戸籍、死亡診断書、埋(火)葬許可証等)の写し」を添付してください。また、組合員または被扶養者が死亡した場合は「埋葬料・家族埋葬料」も請求することができます。埋葬料請求書も併せてご提出ください。

※共済組合 使用欄	区分		証返納日		掛金還付	審査	入力
	取消	喪失	R	.	有 無		